（公財）公益法人協会

2025年度　人事労務セミナー（名古屋）

『育児・介護休業法の改正ポイントと手続き編』

育児・介護休業に関する法律は、昨今の社会的な関心の高まりや、頻繁な法改正もあり、各法人における対応の負担感は増しているところと思われます。そこで今年4月の法改正をはじめ直近の法改正の流れと内容を確認し、その手続き等についても把握していくことで、法人の労務管理が適切に行われ、職員の方も安心して勤務できる環境づくりを進めて頂ければと、このセミナーを開講いたします。講義終了後には個別質問の時間も設ける予定です。

講師は、労務トラブル対応、労務相談に強みを持つ特定社会保険労務士の森山幸一先生です。

この機会に奮ってご受講くださいますようご案内申し上げます。

- ◆ 日　時　2025年9月25日(木)　13:00～16:00
- ◆ 会　場　ウインクあいち　名古屋市中村区名駅 4-4-38
- ◆ 講　師　特定社会保険労務士　森山 幸一 先生
- ◆ 定　員　30名(先着順)
- ◆ 受講料　会　員　11，000円(税込価格)
  　　　　　非会員　16，500円(税込価格)

◇講　義　内　容◇

Ⅰ. 育児・介護休業法の法改正について

1. 令和 7 年 4 月改正について
   (1)子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
   (2)育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
   (3)介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等
2. 過去の法改正の把握
   (1)介護休業に関わる改正
   (2)育児休業に関わる改正
   (3)育児・介護に関わる雇用管理上の措置義務付け
   (4)育児休業期間の延長に関する改正
   (5)育児休業等制度の個別周知
   (6)育児目的休暇の新設
   (7)子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得

Ⅱ. 育児休業・介護休業時の必要な手続きについて

1. 育児休業に関係する給付金・社会保険料免除等の手続きについて
   (1)産前産後休業の給付金・社会保険料免除等手続き
   (2)育児休業の給付金・社会保険料免除等手続き
   (3)産後パパ育休の給付金・社会保険料免除等手続き
2. 介護休業に関係する給付金等の手続きについて
   (1)介護休業の給付金等手続き

※内容が一部変更となる場合があります。

受講ご希望の際は協会 HP からまたは裏面お申し込み用紙へご記入の上、ＦＡＸをお願いします。ご不明な点等ございましたら、(公財)公益法人協会事務局セミナー担当（TEL：03-6824-9874）まで遠慮なくお問合せ下さい。

人事労務セミナー「育児・介護休業法の改正ポイントと手続き編」(名古屋)9/25

(公財)公益法人協会事務局　行

FAX 03-3945-1267

≪セミナー受講申込用紙≫

▼ お名前、ご連絡先等をご記入ください。　　申込日　　月　　日

右欄どちらかに○をお願いします	会員	非会員

ふりがな	
法人名	(個人で受講される場合も法人名はご記入ください。)

お役職・ご所属 (個人として申し込まれる場合は「個人」と明記して下さい。)	ふりがな お名前

連絡先 (書類送付先)	〒 TEL：　　　　　FAX： E-mail： ※ご提供いただきました個人情報は、本セミナーの実施以外には利用しません。

▼ 受講ご希望の方は協会HPよりまたはFAXにてお申し込みください。事務局にて受付後、受講票・請求書を発送いたします。

▼ 受講料は請求書到着後、速やかに指定の口座にお振込ください。(受講料は**お振込のみの扱い**とさせていただいておりますので、あらかじめご了承ください。)

▼ キャンセル料（セミナー受講料全額）はセミナー開催日の３営業日前から発生いたします。

▼ 受講セミナーのご変更は１回に限り可能です。